

傍聴要領

盛岡城跡整備委員会 事務局(公園みどり課)

1 傍聴する場合の手続

- (1)委員会での審議の傍聴を希望する方は、委員会の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2)傍聴の受付は、当日 13 時 00 分から会場で行い、13：30 分で締め切ります。
- (3)開始予定時刻を過ぎた場合は、原則として入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1)傍聴者は、委員会の審議を傍聴する際には、事務局の指示に従ってください。
- (2)他の傍聴者が、会議の傍聴に際して守っていただく事項に違反したときは、注意してください。なお、秩序の維持を乱した方は、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1)委員会の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2)騒ぎ立てるなどして、会議の進行を妨げないでください。
- (3)会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4)許可を得ないで、会場内の写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5)その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。